

静岡コンクリート診断士会 会則

制定・改訂歴

制定・改訂	年月日	改訂事項
制定	平成 18 年 12 月 16 日	
第 1 回改訂	平成 23 年 6 月 10 日	第 2 条 目的、第 3 条 事業、第 6 条 会費、 第 10 条 役員、第 12 条 役員の職務、 第 15 条 開催および議決、付則を追加
第 2 回改訂	平成 30 年 6 月 29 日	第 2 条 目的、第 4 条 会員、 第 6 条 会費、第 17 条 経費、付則
第 3 回改訂	令和 6 年 6 月 21 日	第 4 条 顧問・学会会員、第 6 条 会費、 第 16 条 解散、第 17 条 残余財産の帰属、 付則を追加
以下余白		

静岡コンクリート診断士会会則

第 1 条（名称）

本会は、「静岡コンクリート診断士会」（以下「本会」）という。

第 2 条（目的）

本会は、（一社）日本コンクリート診断士会（以下「JCD」という）の静岡地区の活動を実施する組織として「コンクリート診断士」の社会的評価と地位の向上、および「コンクリート診断士」によるコンクリート診断技術の普及と向上に務め、コンクリート構造物の維持管理に関し、貢献することを目的とする。

第 3 条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- （１）「コンクリート診断士」資格制度の普及および宣伝
- （２）「コンクリート診断士」による診断技術に関する情報収集および提供
- （３）「コンクリート診断士」による診断技術に関する講習および研修
- （４）JCD 等、関係団体その他諸機関との連絡協調に関する事項
- （５）その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第 4 条（会員・顧問・学会会員）

本会の会員は次のとおりとする。

- （１）正会員 本会の目的に賛同する県内在住の個人、または勤務地が静岡県内に所在し、（公社）日本コンクリート工学会に登録された「コンクリート診断士」とする。
 - （２）賛助会員 本会の目的に賛同して入会した個人、法人または団体とする。
2. 本会の顧問は次のとおりとする。
- （１）顧問は、本会に対して長年功績のあった学識経験者の中で役員会が推薦し、会長が委嘱する。
 - （２）顧問は、本会の技術の向上にため、会長・役員会及び会員に対し、必要な助言及び技術指導をすることができる。
3. 本会の学会会員は次のとおりとする。
- （１）学会会員は、学識団体・学識経験者の中で役員会が推薦し、会長が委嘱する。

(2) 学術会員は、本会の事業活動に参加することができる。

第5条 (入会)

入会を希望する者は、所定の入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を受けなければならない。

第6条 (会費)

会費は次の通り定め、事業開始年度までに納入しなければならない。納入した会費はどのような事情があっても払戻しをしない。

正会員	個人	5,000円/年
賛助会員	法人	10,000円/年
	個人	5,000円/年

2. 正会員は、本会に入会と同時に、JCDの正会員となる。
3. 1項の正会員会費の内、一部をJCD会費に使用する。
4. 顧問、学術会員は会費の納入を免除する。

第7条 (退会)

会員は退会しようとする時は、退会届を会長に提出しなければならない。

第8条 (除名)

会員が次の各項目のいずれかに該当するときは、役員会において除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、設立の趣旨に反する行為をしたとき
 - (2) 会費を2年以上納付しないとき。
2. 前項の第1号の規定により会員の除名しようとするときは、その会員に、事前にその旨を通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

第9条 (抛出金の不返還)

退会または除名された会員が既に納入した会費、その他の抛出金は返還しない。

第10条 (役員)

本会に次の役員を置く

(1)	会 長	1名
(2)	副会長	若干名
(3)	幹 事	若干名
(4)	監 事	若干名

第11条 (役員を選任)

上記役員は、正会員のうちから総会において選任する。

第12条 (役員職務)

- 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
 3. 幹事は、会長、副会長を補佐し会の円滑なる運営にあたる。
 4. 監事は会計を監査する。

第 13 条 (役員任期)

役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第 14 条 (総会および役員会)

総会は正会員で構成し、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算
 - (2) 事業報告および収支決算
 - (3) 会則の改正
 - (4) 役員改選
 - (5) その他、総会が必要とする事項
2. 役員会はこの会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事

第 15 条 (開催および議決)

通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は必要のあるとき開催する。

2. 役員会は会長が必要と認めるとき開催する。
- 但し、いずれの会議も構成員の2分の1以上の出席で成立とし、出席者の過半数をもって議決とする。但し、委任状による出席を認める。

第 16 条 (解散)

本会は、総会における、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

第 17 条 (残余財産の帰属)

本会が解散をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、その配分方法を決定するものとする。

第 18 条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 19 条（経費）

本会の事業運営に要する経費は、会費その他をもってあてる。

2. 関係者等の慶弔等の際し、必要により役員会等で協議し慶弔費等を拠出する。

第 20 条（事務局）

本会の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務に関する規定は役員会で決める。

付 則

施行期日	この会則は平成 18 年 12 月 16 日から施行する。
	この会則は平成 23 年 6 月 10 日から施行する。
	この会則は平成 30 年 6 月 29 日から施行する。
	この会則は令和 6 年 6 月 21 日から施行する。